

対象となる工事(エコリフォーム)

省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号))に基づく省エネ判断基準(平成11年基準)に規定する断熱性能に適合するよう行う断熱改修

① 窓の断熱改修 (ガラス交換、内窓の新設、窓交換)

又は

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

+ ①又は②の改修工事とあわせて実施

③ バリアフリー改修

(手すりの設置、屋内の段差解消、通路又は出入り口の幅の拡張)

※ それぞれの工事がポイントの発行対象になります。

6

対象となる工事(エコ住宅の新築)

① 省エネ法に基づく「トップランナー基準※」相当の住宅

※省エネ法に基づく住宅事業建築主の判断の基準

又は

② 省エネ基準を満たす木造住宅

基準に適合することについて登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明を受ける必要がある。

7